第57事業年度 事業及び会務の報告

2022年7月25日開催の第56回定期総会において承認された第57事業年度事業計画では、現執行部における経営方針を以下のとおり定めた。

. 経営方針

日本公認会計士協会は、公認会計士法における公認会計士の使命やタグライン「Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士」をベースに協会の使命を整理し、ありたい姿として「会員からも社会からも信頼され、経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献するプロフェッショナル団体」と定めました。当該姿となるべく、我々を取り巻く現状を踏まえ、以下の「六つの課題」を認識し、それらの課題に対する「五つの戦略目標」を掲げ、3か年施策に基づき2019年よりこれまで取組を行ってまいりました。

【六つの課題】

- 1.会計監査の在り方改革(特に監査の現場力強化)
- 2 . 会計基準及び監査の基準設定との関わり
- 3.企業情報開示の変革への適応
- 4.企業活動の変化及び技術革新への適応
- 5.公認会計士業務に対する社会からのニーズの充足
- 6.急速な会員数の増加と会員の多様化への適応

【五つの戦略目標】

戦略目標1.公認会計士に対する信頼の確立

戦略目標2.ステークホルダーエンゲージメント

戦略目標3.人材の確保・育成

戦略目標4.業務開発と収益性(社会からのニーズの充足)

戦略目標5.会務運営の生産性・透明性

2022年においては、社会に信頼を創り出し、人々に安心を届けることによって、豊かな社会の実現に貢献することこそが、公認会計士に求められる価値提供の在り方であるという考えの下「ビジョンペーパー2022 日本公認会計士協会の進むべき方向性」(2022年3月公表)を策定いたしました。また、同様の考えの下、新たなタグライン「信頼の力を未来へ(英語版:Building trust, empowering our future)」を策定いたしました。ビジョンペーパーやタグラインに基づき、2030年を見据えた日本公認会計士協会の進むべき方向性の実現に向け、政策の継続性を確保しつつ、「第57事業年度における取

組」に重点的に取り組んでいきます。

第57事業年度においては、公認会計士法改正を踏まえ、上場会社監査事務所登録名簿の法制化に伴う制度改正と自主規制機能の更なる改善及び中小監査事務所の経営基盤強化支援に取り組んでいくほか、今般行われている非財務情報開示の充実等についての議論においては、積極的に意見発信を行う等の取組を行ってまいります。

(以下省略)

現執行部においては、これまで五つの戦略目標の達成に向けて活動してきた事業の継続を確保しつつ、以下の五つの経営方針として枠組みを変更し、活動した。

- (1) 資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化
- (2) 拡がる業務を通じた社会課題の解決への貢献
- (3) 情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成
- (4) ステークホルダーとの連携強化
- (5) 施策の実現を支える体制の整備

なお、本事業及び会務の報告では、はじめに、第57事業年度において多くの体力を投じた公認会計士法改正の対応を取り上げ、次いでこの経営方針に紐づく主要な施策の状況について記載する。

<公認会計士法改正の対応>

2022年 5 月に改正公認会計士法が公布され、この施行が2023年 4 月からとなったことに伴い、改正公認会計士法に関連する政令・内閣府令への対応や会則等の変更への対応を行うため、当協会の組織に横断的にわたる改正項目を一貫した方針の下で行うべく、2022年 8 月にプロジェクトチームを設置した。

この政令・内閣府令案に対しては、法改正が行われた趣旨を踏まえ、当協会の自主規制における上場会社監査事務所の登録制度や公認会計士登録制度の運用を確認しながら改正の検討を行い、同年11月に政令・内閣府令案に対する意見を提出した。また、この政令・内閣府令案に基づいて、改正内容に関連する上場会社等監査人登録制度、公認会計士登録制度、会計教育制度に

関する協会制度変更要綱を同年12月に公表した。

その後、これらの協会制度変更要綱を基にした会則等変更案について、2023年1月の臨時総会において承認を受け、同年2月にこれらの制度に関連する細則の制定・改廃を行い、同年4月から施行となる改正公認会計士法の下で制度の運用を開始するための規定を整備した。各制度の変更に関する内容は以下のとおりである。

(1) 上場会社等監査人登録制度の整備・運用

当協会は、上場会社を監査する監査事務所の指導・監督を行うため、2007 年から自主規制上の登録制度(上場会社監査事務所登録制度)を設けて運 用してきた。上場会社の事業活動のグローバル化や業務の複雑化・多様化 が進む中で、会計基準における見積り要素が増大していることや、近年、 上場会社の監査の担い手の裾野が拡大傾向にあること等を背景に、会計監 査の信頼性を確保する制度的枠組みの方策の一つとして、上場会社の監査 を担う監査事務所に対してより高い規律付けを行うこと等を目的に法改 正が行われ、上場会社監査事務所登録制度が、公認会計士法上の制度(上 場会社等監査人登録制度)として新たに位置付けられた。改正法令におい て上場会社等監査人登録制度は、当協会が運営することとされている点を 踏まえ、制度運営の透明性及び客観性を確保する目的から、上場会社等監 査人名簿への登録の審査又は登録の取消しの判断を専門的に行う「上場会 社等監査人登録審査会」を設置することや、上場会社等監査人名簿への登 録申請に際して、登録拒否事由に該当していないかどうかを確認するため、 「適格性の確認」を品質管理レビューの手法により実施することを定めた。 登録上場会社等監査人に対しては、経営管理の状況等、業務の品質の管理 の状況等、監査法人のガバナンス・コードの適用状況に関する情報を公表 するための体制整備の義務が求められることから、登録上場会社等監査人 がこれらの情報の公表に係る報告を当協会に行うことを定め、また、これ らの情報は協会ウェブサイトを通じて広く一般に公表し、登録上場会社等 監査人の情報開示の充実に資することとした。新制度の運用については、 これまでの自主規制における登録制度の知見・ノウハウを最大限有効に活 用し、厳格に実施していく。

(2) 中小監査事務所の基盤強化支援

上場会社の監査やIPO企業の監査を中小監査事務所が引き受けるケースが増加していることを受け、法改正における上場会社等監査人登録制度の

在り方を議論する過程において、監査品質の一層の向上に資するため、当協会が中小監査事務所を支援することを表明してきた。2022年3月に設置した中小監査事務所基盤強化専門委員会において、資本市場関係者に理解をしてもらうために必要な中小監査事務所の情報開示のガイドラインの作成や中小監査事務所の人材採用支援の検討、監査品質向上のための対話型研修会を開催した。

また、中小監査事務所の共同インフラ環境の整備の一環として、電子監査調書システムの構築支援のほか、中小監査事務所のIT担当者や公認会計士のITスキル・ITリテラシーの向上を図るためのITコミュニティを開催している。さらに、中小監査事務所のDX促進支援として、2023年2月に中小監査事務所のDX化をテーマとした講演とITベンダーによる展示交流を行う「中小監査事務所DXフォーラム」を開催した。

加えて、IPO監査に関しては、IPOを目指す企業の監査の担い手となる中小監査事務所リストやIPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿を協会ウェブサイトに掲載するなど、IPOを目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるための環境整備に継続的に取り組んでいる。

(3) 公認会計士登録制度の変更

今般の法改正において、公認会計士の一層の能力発揮・能力向上の観点から、会社等の業務に従事する、いわゆる組織内会計士の勤務先を公認会計士名簿の登録事項に追加する改正が行われた。これは、近年、会社や行政機関等に勤務する公認会計士や会社等の役員に就任する公認会計士が増加していることを背景に、このような公認会計士の状況を当協会が把握し、その状況に応じて実践的で有用な指導・支援を行うことで、資質の向上を図ることが可能となり、更には、財務報告の信頼性の確保につながるため、当協会が改正を求めたものである。当協会の会則等においては、この改正内容に関する変更のほか、これに関連する所属地域会に関する規定の変更、勤務先等の開示や会員情報の提供に関する規定の変更を行った。

併せて、公認会計士の登録抹消の事由を追加する法改正が行われた。これは、2年以上継続して所在不明となっている公認会計士や、3年以上の期間にわたり継続的専門研修を受けていない公認会計士に対して、公認会計士の基本的な義務である変更登録の義務及び継続的専門研修の受講義務を怠ることは公認会計士制度全体の信頼を毀損する可能性があることから、当協会において必要な手続を行った上で公認会計士登録を抹消する

ことができるよう、当協会が改正を求めたものである。同様に、不正の手段により公認会計士の登録を受けた場合も抹消事由とされた。これらの登録抹消事由の追加に伴い、関連する会則等の変更を行うとともに、登録抹消手続の公正性の確保と透明性の向上の観点から、聴聞手続を実施する等の規定の整備を行った。

(4) 会計教育活動の位置付けの追加

当協会においては、2016年の定期総会において会則を変更して会計基礎教育に取り組むことを明記し、活動を開始した。今般の法改正において、当協会の会則記載事項として「会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が新たに規定されたが、これは、会計教育の取組を一層積極的に推進していくため、会計リテラシーの重要性や当協会の取組の位置付けを明文化することが必要であることを当協会が主張し改正を求めたものである。この改正を受け、会則に当協会が会計教育を実施する旨及びその推進のための組織として「会計教育推進会議」の設置を定めた。

改正公認会計士法対応に関連して、法改正の過程において、上場会社の監査を担う監査事務所の規律付けとして、監査法人のガバナンス・コードについて議論された。この監査法人のガバナンス・コードは、大手監査法人を念頭に策定されたものであることから、この見直しに当たっては監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるものにすべきとの指摘があり、2022年10月から監査法人のガバナンス・コードの見直しの検討が開始された。この有識者検討会のメンバーに当協会が参画し、2023年3月に監査法人のガバナンス・コードの改訂版が公表された。

改正法の施行を踏まえ、同年3月31日付けで会長声明「改正公認会計士法の施行に係る対応について」を発出し、上場会社を監査する事務所に対し、 改正法令や監査法人のガバナンス・コードに基づき、上場会社を監査するために必要な監査事務所の体制整備や充実した情報開示を行っていくことを求めた。

< 五つの経営方針に基づく活動 >

- 1.資本市場のインフラ機能である監査・保証業務の高度化と基盤強化
 - (1) 倫理規則改正と職業倫理の実践

会員が職業的専門家としての職責を果たすために遵守すべき倫理の規範である倫理規則について、理解のしやすさを向上させ、その遵守を促進するため、倫理規則の体系及び構成等を見直すとともに、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)の倫理規程の改訂を踏まえて、実質的な内容の変更を伴う個別規定を見直すための改正案が2022年7月の定期総会において承認された。

この倫理規則に基づき、会員及び準会員が職業倫理の実践に努める意思表明としての「倫理宣言」を策定し、同年7月29日に公表するとともに、同年9月5日の日本経済新聞全国版(朝刊)に広告を掲載した。倫理宣言は、改正倫理規則の基本原則に沿って、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動の五つについて宣言するものであり、会員及び準会員には、社会から期待される役割を認識し、高い倫理観を保持して社会において信頼を担うという重要な役割を果たすべく、倫理規則の趣旨及び精神に従って、職業倫理の実践に努めることを求めた。

また、2022年7月及び9月のプレスリリースにて公表したとおり、公認会計士登録がされていないにもかかわらず、公認会計士として書類上記載がされている事案が複数の監査法人において確認された。当協会では、当該法人には会則に基づく勧告を行うとともに、同年12月26日付けで会長声明を発出し、会員に対して、公認会計士の登録制度が公認会計士制度の根幹をなすものであることを再認識し、公認会計士資格の登録に基づいた適切な表記や集計を行うよう強く要請した。

(2) 品質管理・財務諸表監査・内部統制監査に関する実務指針の見直し等 2021年11月に公表された監査に関する品質管理基準において、国際監査・保証基準審議会(IAASB)から公表されたInternational Standard on Quality Management (ISQM)1、ISQM2及びInternational Standard on Auditing (ISA) 220との整合性を図った、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等の内容が取り入れられている。当協会は、これに基づく実務指針として品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」の新設及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の改正版を2022年6月に公表するとともに、中小監査事務所がこれらの報告書を円滑に適用することを目的とした監査ツールの改正や、品質管

理に関するツールの策定を行った。

内部統制報告制度は2008年4月の適用以来15年が経過しているが、財務報告の信頼性の向上に一定の効果があったと考えられるものの、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮していないのではないか等の懸念が示されたため、内部統制の実効性向上を図る観点から制度改正の検討が行われた。当協会は、この改正の検討の議論に参画するとともに改訂案に対する意見を提出した。2023年4月7日付けで企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の改訂版が公表され、また、この改訂基準を受け、財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」の見直しを行い、同年4月21日に公開草案として協会ウェブサイトに公表し、意見募集を行っている。

さらに、監査上の主要な検討事項(KAM)に関する取組として、強制適用2年目である2021年4月~2022年3月期に係る監査報告書におけるKAMの事例を収集・分析し、2022年12月に「監査基準報告書701研究文書第2号「「監査上の主要な検討事項」の事例分析(2021年4月~2022年3月期)レポート(研究文書)」」として公表した。また、KAMの適用3年目の期末監査を迎えるに当たり、ボイラープレート化の防止やKAMの有用性向上という観点から留意事項を取りまとめ、2023年4月3日付けで監査基準報告書701周知文書第2号「監査上の主要な検討事項(KAM)の適用3年目に関する周知文書」を公表した。

なお、公認会計士が提供する業務に関する社会及び会員の理解の促進を図るため、財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関する公表物について、監査基準委員会報告書を基本として整理し、この整理を踏まえて「監査基準委員会」から「監査・保証基準委員会」へ名称変更するとともに所掌内容を見直す会則変更案が2022年7月の定期総会において承認され、本事業年度において運用している。

(3) 四半期制度の見直しへの対応

2022年 6 月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、金融商品取引法の四半期開示義務(第 1 ・第 3 四半期)を廃止し、四半期決算短信に「一本化」する方向で見直すことについて取りまとめられた。これを受け、令和 4 年度金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは具体化に向けた課題等について更なる

検討が実施された。当協会においても、2022年8月に「四半期制度見直しプロジェクトチーム」を設置し、各課題への対応方針の検討を行っている。

2.拡がる業務を通じた社会課題の解決への貢献

(1) サステナビリティ情報開示・保証

昨今の企業経営や投資家の投資判断におけるサステナビリティの重要性の急速な高まりと、これを反映したサステナビリティ情報の開示及び当該情報の信頼性の確保が求められている。この状況の中、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、サステナビリティに関する企業の取組の開示等の議論が2021年9月から開始され、この議論に当協会はオブザーバーとして参画した。2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受け、同年11月に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令案」に対して検討を行い、当協会としての意見を提出した。

監査や倫理の国際基準の設定主体によるサステナビリティ保証基準等を開発する動きが加速する中、同年9月に会長声明「国際的なサステナビリティ保証基準の開発について」を発出し、公認会計士が保証の領域においても重要な役割を担うために、当協会が国内外の関係者と強力に連携し、サステナビリティ情報の充実とその信頼性の確保に向けた活動を通じて、持続可能な社会・経済の発展に貢献することを表明した。

このほか、同年10月のJICPAサステナビリティ・セミナー「人的資本の開示・国内外の議論を俯瞰し、情報開示の在り方を展望する・」の開催や、2023年3月のJICPAオンラインフォーラム「新時代におけるサステナビリティ情報開示とは何か~新制度・政策議論を理解し、効果的な実践を目指す~」の開催、当協会で実施しているサステナビリティ推進に係る取組やサステナビリティ情報の開示・保証に関する国内外の動向等を掲載する「サステナビリティサイト」の開設など、サステナビリティに関する普及等に努めた。

(2) 公共サービスを提供する組織の在り方の検討

医療、介護、保育などの公共サービスを提供する組織には、公費負担、 税制優遇、参入規制等があり、それに見合った活動や経営がなされている かについて、分かりやすい情報開示が必要であるとともに、より一層ガバ ナンスを効かせ、効果的な資源配分と効率的な経営活動を通じて、生産性 を高めることが求められる。公共サービスを効率的かつ効果的に提供する ための組織の在り方について、ガバナンスを中心に多角的に検討するため、 2022年8月にプロジェクトチームを設置し検討を開始した。

(3) 多様な分野で業務を行う公認会計士への支援

当協会では、様々な分野で活躍する公認会計士の支援の一環として、活動領域の拡充、人材の流動化の促進等の目的で、税務業務協議会、組織内会計士協議会、公会計協議会、女性会計士活躍促進協議会、社外役員会計士協議会、中小監査事務所連絡協議会を設けている。本事業年度においても、これらの協議会において、公認会計士の資質維持・向上を図るため、会計監査に関する情報提供、各種の研修会やオンラインイベントの開催、ネットワーキング活動等を実施した。

3.情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成

(1) 継続的専門研修制度の見直しと継続的専門能力開発制度への発展的拡充

2020年度の継続的専門研修(CPE)における不適切な受講の判明を契機に、CPE制度の在り方検討プロジェクトチームを組成し、現状の制度上の課題を検討しその解決のための方策を提言とする「CPE制度の在り方検討プロジェクトチーム報告書」を2021年3月に取りまとめた。

当該報告書に掲げられた提言を踏まえて、 小数点以下の単位の導入、 不適切な履修申告の態様、不正な履修申告の判断基準及び措置の明確化、 研修の免除・必要単位数軽減の範囲の見直し、 監査法人の研修管理体 制等の明確化、 研修会運営主体からの報告の充実、 申告の修正制度の 創設及び除斥期間の明確化、 義務不履行者に対する措置の実効性確保、

登録時研修の義務化、 継続的専門研修(CPE)制度から継続的専門能力開発(CPD)制度への発展的拡充、を変更内容とする会則変更が2023年1月の臨時総会において承認され、併せて同年2月に関係する細則の変更等を行った。

(2) 一体的能力開発

デジタル化、AIの利用・活用、サステナビリティ情報開示など、公認会計士を取り巻く環境が急速に変化する中、公認会計士が社会から信頼され続けるためには、環境の変化に適応した資質を継続して向上させるための

能力開発が必要である。このような認識に基づき、2021年11月10日付けで会員・準会員限定で公表した公認会計士に求められる資質の検討タスクフォース「公認会計士に求められる資質・能力に関する報告書」において示された五つの資質・能力を踏まえた上で、試験前教育、公認会計士試験、実務経験、実務補習、修了考査及びCPDまでに至る一連の過程を通じた、一体的・包括的な資質・能力開発を検討するため、2022年12月に「一体的能力開発検討特別委員会」を設置し、検討を開始した。

(3) サステナビリティに関する能力開発

前述したとおり、サステナビリティの開示及び保証に関する基準開発等の動きが加速している。この状況に併せて、公認会計士がサステナビリティの知見・能力を向上させる必要性が高まっており、2022年6月に公表したサステナビリティ教育検討プロジェクトチーム報告書「公認会計士のサステナビリティに関する知見及び能力の育成に向けた検討」において示した公認会計士に対する今後のサステナビリティ教育の方向性を踏まえ、サステナビリティ教育に関する方針やシラバス骨子の具体化、及び今後の運営体制について検討することを目的として、同年11月にサステナビリティ教育検討特別委員会を設置した。

同年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告においても、サステナビリティ開示や保証を支える人材育成に社会全体として取り組んでいくことが重要である旨、また、保証の担い手確保の必要性についても言及されており、サステナビリティ教育を強化する必要性が一層高まっている。このため、本特別委員会において公認会計士に対するサステナビリティに関する能力開発に向けた取組を着実に前進させるための方策を検討し、2023年4月に「サステナビリティに関する能力開発の基本方針とアクション」として取りまとめた。この中で、当協会におけるサステナビリティ能力開発に関する検討及び運用の母体としてサステナビリティ能力開発協議会について設置が適当と結論付けられたため、これを設置する会則変更案を本総会に上程している。

(4) 監査の現場力強化に向けた提言

公認会計士と企業関係者による監査業務に対する認識のミスマッチが 監査の現場力に影響を及ぼしているのではないかとの仮説の下、企業及び 監査人の実態調査を通じて監査の現場力強化に向けた提言を行うべく、学 校法人先端教育機構社会構想大学院大学に研究を委託し、2022年6月30日付けで「公認会計士の社会的認識の分析を通じた監査の現場力強化に向けた提言」を公表した。本提言においては、監査の付加価値に関する被監査会社と監査人の認識のミスマッチが生じている可能性、公認会計士の業務内容や意義に関する認識のギャップ、社会と公認会計士の関わりに関する公認会計士独自の視点など、様々な考察がなされた。

4 . ステークホルダーとの連携強化

「国民経済の健全な発展に寄与する」という公認会計士の使命を果たすためには、様々なステークホルダーとの連携が不可欠である。本事業年度に実施した様々な施策において、経済界、学術関係者、市場関係者、国会議員、官公庁、国際機関、他士業の専門家団体、マスメディア等、多くのステークホルダーと連携して対応してきた。

また、当協会では、毎年、我が国の経済社会の維持・発展に貢献するために、中立的な立場から、税制に対して提言や意見の表明を行っている。本事業年度においては、新型コロナウイルス感染症に対する各種の給付金や中小企業に対する資金支援などの対策が講じられた一方、給付金の申請に際してデジタル化、オンライン化の遅れなどが生じ、感染症を契機として我が国が抱えていた様々な課題が浮き彫りとなった。デジタル社会の実現による生産性向上が課題であるとともに、地球温暖化への対策としても脱炭素社会の実現のためイノベーションの推進や社会資本の整備に努める必要性や、災害に負けない社会資本の整備も喫緊の課題であると認識している。これらの現状認識の下、「令和5年度税制改正意見書」を取りまとめ公表した。

加えて、前述したとおり、今般の公認会計士法改正において当協会の会則記載事項として会計教育活動が位置付けられた。現在の会計教育に関する状況としては、2021年度の中学校・社会科に続き、2022年度からは高等学校・公民科でも「会計情報の活用」が取り上げられるなど、会計知識に対する教育現場の関心も一層の高まりを見せており、会計の重要性、会計教育に関する当協会の取組を広く発信し社会の理解を促進するための方策について検討した。2022年7月には、教育や会計の専門家・関係者が集まり、会計リテラシーの重要性や当協会の今後の取組を各方面に広げるため、「第1回jicpa会計教育シンポジウム」を開催し、その模様を協会ウェブサイトにおいても配信した。

公認会計士法改正の議論の中で中長期的な課題として、大規模化に伴う監

査法人の形態の在り方や、試験制度・実務補習・研修制度の一体的な公認会計士の能力開発などについて問題提起された。これらを含め、公認会計士制度を不断に、広範に、かつ、総合的に調査及び検討を行い、その結果をもって法改正に係る要望の提案・発議、適時な社会への発信と、より一層社会から信頼かつ期待される公認会計士制度の速やかな実現を図るため、2022年12月に公認会計士法検討特別委員会を設置し、検討を開始した。

5.施策の実現を支える体制の整備

(1) 協会インフラの充実(ファシリティ・IT対応)

会館リニューアルについては、本年4月の設計フェーズ完了に向け機能配置案等の検討を進めてきたところであるが、品質管理レビューを当協会からリモートにて実施する「リモートレビュー」を始めとして直近提起されている新たな要請への対応を直接の契機とし、収束を見せない現下の不透明な経済情勢も視野に入れ、新たな要請への対応を含め詳細を十分詰めた上で、改めて2024年の定期総会に必要な決議を行えるよう継続して検討を進めることとした。

また、前述のとおり、2023年度から、継続的専門研修(CPE)制度は継続的専門能力開発(CPD)制度へと発展的拡充を行うことになる。会則及び関連細則の変更に伴い、最小付与単位が30分0.5単位となること、また、会員の利便性の観点から、システム面での対応を進めた。

(2) 当協会の財政の在り方

公認会計士が社会からの期待・要請に応えていくためには、当協会が公認会計士を支援することができる体制を強化し続けていくことが重要である。2021年12月に取りまとめた財政構造改革プロジェクトチーム「持続可能な協会財政の在り方に関する提言」において、会費減額制度の改定と期限の設定が示され、この提言を基にした会費規則の変更案が2022年7月の定期総会において承認された。

<ガバナンスの状況>

本事業年度末日現在、役員の構成は、茂木会長ほか、副会長7名、専務理事1名、常務理事32名及び理事44名の計85名並びに監事4名である。なお、理事のうち2名には、大場昭義日本投資顧問業協会会長及び増一行元・三菱商事代表取締役常務執行役員CFOが、監事のうち1名には、山浦久司明治大学

名誉教授が、それぞれ就任し、外部の視点から協会会務の執行・監視を担っている。

その他のガバナンスに関連する機関では、会長選出に係る「推薦委員会」において定数16名のうち2名(泉谷直木一般社団法人日本IR協議会会長及び伏屋和彦一般社団法人日本内部監査協会会長)、常勤役員の報酬に係る「報酬委員会」において定数5名のうち2名(島崎憲明野村ホールディングス株式会社社外取締役及び高橋理一郎弁護士)の有識者の参画を得て、運営の透明性確保を図っている。

また、会務運営の方向性等に関し意見を求め、会務運営の参考とすることを目的として、有識者による会務運営諮問会議を設置している。同会議は、以下の顧問6名で構成されている。

- 泉谷 直木 (一般社団法人日本IR協議会会長/アサヒグループホールディングス株式会社特別顧問)
- 清田 瞭 (株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループ CEO)
- 島崎 憲明 (野村ホールディングス株式会社社外取締役/元国際財務報告 基準財団評議員)
- 坂東 眞理子(学校法人昭和女子大学理事長・総長/元内閣府男女共同参画 局長)
- 伏屋 和彦 (一般社団法人日本内部監査協会会長)
- 宮崎 裕子 (弁護士/長島・大野・常松法律事務所顧問/元最高裁判所判事)

肩書・役職は2023年3月31日現在

< 当協会のサステナビリティ関連の情報 >

当協会は、SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成に向けた取組を一層加速するため、2021年7月に「SDGs宣言」の策定とパンフレット「信頼を紡ぎ 未来を拓く」を作成し、公認会計士が貢献できると考える分野を【経済】【社会】【人・環境】に整理し、重点項目を定め、持続可能な社会構築に貢献するための課題及び取組の方向性を示した。

ビジョンペーパー2022に掲げた当協会のサステナビリティに関する取組の 方針として、SDGsの達成年度である2030年を見据え、SDGs達成に向けた様々 な取組を国内外の動きに呼応し積極的に強化し、この実現に向けて、当協会 としての以下の恒常的な体制構築を図ることとしている。

(1) 多様性への取組

女性会計士活躍の更なる促進として、当協会では2030年度までに公認会計士試験合格者数の女性比率30%(2022年:22.5%)、2048年度までに会員・準会員の女性比率30%(2023年3月末時点:16.3%)のKPIを設定している。本事業年度においては、2023年3月にオンラインイベント「公認会計士を目指す貴女へ 2023」の開催、女性会計士のキャリアの多様性を示すためのキャリアマップの作成、女子学生向けの動画作成など、KPI達成に向けて施策を実行した。

また、当協会の女性の活躍推進に関する取組としては、現在公開している女性活躍推進法に基づいた当協会の行動計画に加え、2022年7月からの改正女性活躍推進法の施行に伴い、更なる女性の活躍の情報に関する項目の公開を検討している。

(2) 地球温暖化対策

2050年カーボンニュートラルに向けての2030年目標達成を含めた地球温暖化対策を、当協会自身の活動として具現化し開示していくにとどまらず、業界・ステークホルダーへ積極的に働きかける。本事業年度において、2022年12月13日付けでネットゼロ達成に向けたロードマップ「Carbon Footprint Report 2022」を公表した。今後、省エネ再生エネルギー活用強化、ZEROカーボン化、国際的認証の取得、建物やオフィス環境の環境性能の向上等の会館リニューアルを予定している。

(3) 地域の企業等の持続性に関する取組への公認会計士の関与

公認会計士は、各地域の自治体や企業の持続性に関する取組において情報に信頼を付与する役割のみならず、取組に参画する政官民の幅広いパートナーをつなぐプロフェッショナルとして期待されており、その取組を当協会として促進する体制を構築する。

(4) 会計教育活動

会計リテラシーの浸透を図るための会計教育を全国的に展開し、そのツール開発や教育を担う人材を輩出する仕組を構築する。さらに、金融経済教育など他の取組とも連携し活動を強化すべく、幅広いステークホルダーとの連携を取りつつ適時適切な対応を進める。(会計教育への取組は、前

述の〈公認会計士法改正の対応〉の「(4) 会計教育活動の位置付けの追加」及び〈五つの経営方針に基づく活動〉の「4.ステークホルダーとの連携強化」を参照)

(5) 地域に貢献する公認会計士の支援

地域の中小企業、地方公共団体、非営利法人などへの貢献を行う公認会 計士を支援する施策を推進する。

(このほか、サステナビリティ情報に係る開示・保証の取組は、<五つの経営方針に基づく活動>の「2.拡がる業務を通じた社会課題の解決への貢献」の「(1) サステナビリティ情報開示・保証」を、サステナビリティに関する人材教育の取組は<五つの経営方針に基づく活動>の「3.情報開示エコシステムを担う多様な人材の確保・育成」の「(3) サステナビリティに関する能力開発」を参照)

以 上